

那 霸 市 公 報

第 1 5 5 4 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

新庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則(管財課)…………… 388

訓 令

那覇市街路樹等選定検討委員会規程(都市計画課・共同訓令)…………… 390

告 示

平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)(財政課)…………… 393

平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)(財政課)…………… 394

公 告

指定管理者の指定申請について(商工農水課)…………… 396

議 会 訓 令

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… 398

上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 402

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…………… 402

公共下水道の供用開始について…………… 403

那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 419

教育委員会教育長訓令

那覇市街路樹等選定検討委員会規程(共同訓令)…………… 390

規 則

那覇市規則第36号

平成23年 7 月26日

公 布 済

新庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

新庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、新庁舎における食堂及び売店の使用料について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食堂 新庁舎における食堂の厨房部分、食品庫及び更衣室並びに共有部分(食堂フロア一部分をいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 売店 新庁舎における売店及び売店の倉庫をいう。
- (3) 使用者 食堂又は売店の使用許可を受けた者をいう。

(使用料の額)

第3条 食堂及び売店の使用料の年額は、条例第3条第1項第2号の規定により算定した額とする。

(使用料の減免)

第4条 前条の規定にかかわらず、食堂(共有部分を除く。第6条において同じ。)及び売店については、条例第4条第1号の規定による場合で市長が認めたときは、前条で算定した額の10分の7に相当する額を減額し、共有部分については免除とする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、事前に市長に申請し、承認を得なければならない。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、市長が認めた場合で使用料を月払いとするときは、前2条により算定した額を12で除した額を使用する月の前月の末日までに市長の指定する方法により納付するものとする。

(光熱水費等の負担)

第6条 使用者は、食堂又は売店の使用に要する光熱水費等を負担しなければならない。

(その他)

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那 霸 市 訓 令 第 1 1 号

那霸市教育委員会教育長訓令第8号

平 成 2 3 年 7 月 2 2 日

施 行 済

那霸市街路樹等選定検討委員会規程を次のように定める。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

那霸市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市街路樹等選定検討委員会規程

(設置)

第1条 街路樹等の選定に関して調査及び検討するため、那覇市街路樹等選定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、事業を所管する課長の諮問に応じ、次の事項について審議する。

- (1) 街路樹等の選定方針に関すること。
- (2) 選定方針に基づいた街路樹等の候補の決定に関すること。
- (3) その他街路樹等の選定に関し委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に都市計画部副部長、副委員長に都市計画課長をもって充てる。

都市計画部副部長、都市計画課長、環境保全課長、福祉政策課長、市街地整備課長、区画整理課長、道路建設課長、花とみどり課長、建築工事課長、道路管理課長、公園管理課長、市営住宅課長、施設課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席することができない場合は、課内の他の者を代理出席させることができる。

(作業部会)

第6条 街路樹等の選定に関する具体的な作業を行うため、委員会の下に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び会員で組織し、部会長に都市計画課都市デザイン室長をもって充てる。

3 会員は、第3条に規定する所属長が指名する各課1名以上の職員をもって充てる。

4 第4条第1項並びに第5条第1項及び第3項の規定は、作業部会について準用する。

(報告)

第7条 委員長は、委員会において審議された事項について、事業を所管する課長へ報告する。

(関係職員の出席等)

第8条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係部課の職員に委員会又は作業部会への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、都市計画課都市デザイン室で処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成23年7月22日から施行する。

告 示

那 覇 市 告 示 第 7 7 号

平 成 2 3 年 8 月 1 日

平成 23 年(2011 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

平成 23 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 , 4 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 4 , 2 0 2 , 7 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		8,842,800	10,155	8,852,955
	2 県補助金	3,087,135	10,155	3,097,290
18 繰入金		4,418,451	34,651	4,453,102
	2 基金繰入金	4,415,615	34,651	4,450,266
20 諸収入		1,644,977	1,605	1,646,582
	4 受託事業収入	31,475	1,605	33,080
歳 入 合 計		124,156,388	46,411	124,202,799

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,977,742	7,448	11,985,190
	1 総務管理費	9,872,663	7,448	9,880,111
4 衛生費		8,389,489	13,484	8,402,973
	1 保健衛生費	4,381,133	13,484	4,394,617
7 商工費		1,165,303	18,358	1,183,661
	1 商工費	1,165,303	18,358	1,183,661
8 土木費		15,499,686	4,695	15,504,381
	5 都市計画費	8,740,153	1,261	8,741,414
	6 住宅費	4,244,869	3,434	4,248,303
9 消防費		2,534,814	820	2,535,634
	1 消防費	2,534,814	820	2,535,634
10 教育費		12,842,989	1,606	12,844,595
	1 教育総務費	1,785,569	1,606	1,787,175
歳 出 合 計		124,156,388	46,411	124,202,799

那覇市告示第 78 号

平成 23 年 8 月 1 日

平成23年(2011年)6月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市一般会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

平成 23 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50,136 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 124,252,935 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15	県支出金	8,852,955	44,666	8,897,621
	2 県補助金	3,097,290	44,666	3,141,956
18	繰入金	4,453,102	5,262	4,458,364
	2 基金繰入金	4,450,266	5,262	4,455,528
20	諸収入	1,646,582	208	1,646,790
	5 雑入	1,041,740	208	1,041,948
歳 入 合 計		124,202,799	50,136	124,252,935

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	11,985,190	5,432	11,990,622
	1 総務管理費	9,880,111	5,432	9,885,543
3	民生費	56,218,693	5,262	56,223,955
	2 児童福祉費	21,014,546	5,262	21,019,808
4	衛生費	8,402,973	22,347	8,425,320
	1 保健衛生費	4,394,617	8,105	4,402,722
	2 清掃費	4,008,356	14,242	4,022,598
5	労働費	272,699	11,396	284,095
	1 労働諸費	272,699	11,396	284,095
8	土木費	15,504,381	5,699	15,510,080
	2 道路橋りょう費	1,311,625	3,419	1,315,044
	6 住宅費	4,248,303	2,280	4,250,583
歳 出 合 計		124,202,799	50,136	124,252,935

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
泊児童クラブ舎建築事業(工事監理)業務委託(子育て応援課)	平成24年度	2,461

2 廃 止

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
泊児童クラブ舎建設事業(設計・監理)業務委託(子育て応援課)	平成23年度から 平成25年度まで	5,525

公 告

那覇市公告第 92 号

平成 23 年 8 月 1 日

指定管理者の指定申請について

平成 24 年 4 月 1 日からの那覇市 I T 創造館の管理を行う団体を、次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市 I T 創造館
所在地 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市 I T 創造館条例第 20 条に定めるもののほか、詳細については那覇市 I T 創造館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日(3 年)

4 対象団体

- (1) 市内に登記上の本店を有する法人
- (2) 市内に主たる事務所を有する(1)以外の団体
- (3) (1)又は(2)の団体で構成する共同企業体

5 応募方法

応募の際は、指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）と提出書類及びデータを入力した電子媒体（CD等）を、商工農水課企業立地雇用対策室に提出してください。（郵送及びFAXによる提出不可）

（1）指定申請書及び募集要項の配布場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
商工農水課 企業立地雇用対策室

（2）指定申請書及び募集要項の配布期間

平成23年8月1日（月）から平成23年9月7日（水）まで
ただし、午前9時から午後5時15分までとし、12時から13時の間、土曜日、日曜日は除く。

（3）提出書類

那覇市IT創造館指定管理者指定申請書
指定管理者の指定の予定期間のIT創造館の管理に係る事業計画書
指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のIT創造館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

法人にあっては、定款又は寄附行為及び法人の登記事項に係る証明書。
その他の団体にあっては、それに類する書類。

指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び収支決算書。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録のみとする。

指定申請の日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書。

役員の名簿及び履歴書

組織及び運営に関する事項を記載した書類

現に行っている業務の概要を記載した書類

完納証明書

a. 法人の場合は、直近3カ年の市税の完納証明書。設立1年未満の場合は、代表者の直近3カ年の市税の完納証明書。

b. 共同企業体の場合は、共同企業体の全構成員の直近3カ年の市税の完納証明書。

c. その他の団体の場合は、代表者の直近3カ年の市税の完納証明書。

誓約書

「那覇市IT創造館の指定管理者募集」に係る共同企業体協定書。

申請時までインキュベーションマネージャーを確保する予定の法人等は、その予定者のインキュベーションマネージャーとしての履歴及び必ずその予定者本人のインキュベーションマネージャーへ就任することについての誓約書。

（4）申請書類の受付期間

平成23年8月8日（月）から平成23年9月7日（水）まで
ただし、午前9時から午後5時15分までとし、12時から13時の間、土曜日、日曜日は除く。

6 施設の視察及び説明会の開催

(1) 開催日時

平成 23 年 8 月 4 日 (木) 午後 2 時から 2 時間程度

(2) 開催場所

施設見学 午後 2 時から 3 時頃 (那覇市 I T 創造館 現地集合)

説明会 午後 3 時から 4 時頃 (那覇市 I T 創造館 2 F 大会議室)

7 問い合わせ先

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階

商工農水課 企業立地雇用対策室

TEL 098 - 951 - 3212

FAX 098 - 951 - 3213

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第 2 号

平成 23 年 7 月 1 日

施 行 済

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 金 城 徹

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局処務規程(平成21年那覇市議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第 3 条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)及び次長、課に課長、<u>主任主事及び主事を置く。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>(職務代理)</p> <p>第 5 条 <u>局長に事故があるとき、又は欠けたときは次長が、局長及び次長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、主務の課長がその職務を代理する。</u></p> <p>2 <u>課長に事故があるときは、職務によりあらかじめ課長が定めた副参事、主幹又は主査がその職務を代理する。</u></p> <p>第 6 条 【略】</p> <p>(グループ制)</p> <p>第 7 条 事務局に次のグループを置く。</p> <p>(1) <u>庶務グループ</u></p> <p>(2)～(5) 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p>(グループの業務)</p> <p>第 8 条 <u>各グループの業務は概ね次のおりとし、疑義を生じたときは各グループリーダーで協議し決定する。</u></p> <p><u>庶務グループ</u></p> <p>(1) <u>文書及び公印に関すること。</u></p> <p>(2) <u>予算、決算及び経理に関すること。</u></p>	<p>(職制)</p> <p>第 3 条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)及び次長、課に課長を置く。</p> <p>2 【略】</p> <p>第 5 条 【略】</p> <p>(グループ制)</p> <p>第 6 条 【略】</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>2 <u>局長は、必要に応じ事務局に特別委員会グループ及びその他のグループを置くことができる。</u></p> <p>3～5 【略】</p> <p>6 <u>グループリーダーは、回議を行う際の決定権を有しない。</u></p> <p>(グループの業務)</p> <p>第 7 条 <u>各委員会グループの業務は、当該委員会の運営に関することとし、その他のグループの業務は、局長が定めることとする。</u></p>

(3) 議員の身分及び報酬、費用弁償、
共済等に関すること。

(4) 職員の人事、服務及び給与に関する
こと。

(5) 儀式、ほう賞、交際及び渉外に関
すること。

(6) 議事堂の管理に関すること。

(7) 物品の出納保管に関すること。

(8) 自動車の運行管理に関すること。

(9) 各派代表者会議に関すること。

総務委員会グループ、建設委員会グルー
プ、教育福祉グループ及び厚生経済グ
ループ(共通)

(1) 本会議、常任委員会及び特別委員
会に関すること。

(2) 意見書、決議等の文案作成、要請
行動等に関すること。

(3) 発言通告書の作成等に関するこ
と。

(4) 議員の要求又は独自収集による
資料作成に関すること。

(5) 各種の照会に対する調査及び回
答に関すること。

(6) 行政視察の受入れに関すること。

総務委員会グループ

(1) 議会運営委員会及び正副委員長
会議に関すること。

(2) 市政概要に関すること。

建設委員会グループ

(1) 請願・陳情の取扱いに関するこ
と。

(2) 市議会ホームページの管理に関
すること。

教育福祉委員会グループ

(1) 議案等の取扱いに関すること。

(2) 新規・主要業務調査資料に関する
こと。

厚生経済委員会グループ

<p>(1) <u>本会議配布資料に関すること。</u></p> <p>(2) <u>決算審査資料に関すること。</u></p> <p>第 9 条～第 11 条 【略】</p> <p>(グループリーダーへの専決権の委譲)</p> <p>第 12 条 <u>課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、局長の承認を得て、課長の専決事項について、グループリーダーに専決権を委譲することができる。</u></p> <p>第 13 条 【略】</p>	<p>第 8 条～第 10 条 【略】</p> <p>第 11 条 【略】</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 	

付 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 6 号
平成 23 年 7 月 11 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

指定(登録)番号	第 2 0 1 号
指定工事店名	那覇市管工事協同組合
営業所所在地	那覇市西 3 丁目 4 番 5 号
代表者名	知念 宏
指定の有効期間	平成 23 年 4 月 1 日 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 23 年 6 月 24 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 7 号
平成 23 年 7 月 13 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
15	(株) 大国建設工業	名護市宇茂佐 919 番地 1	玉城 聡

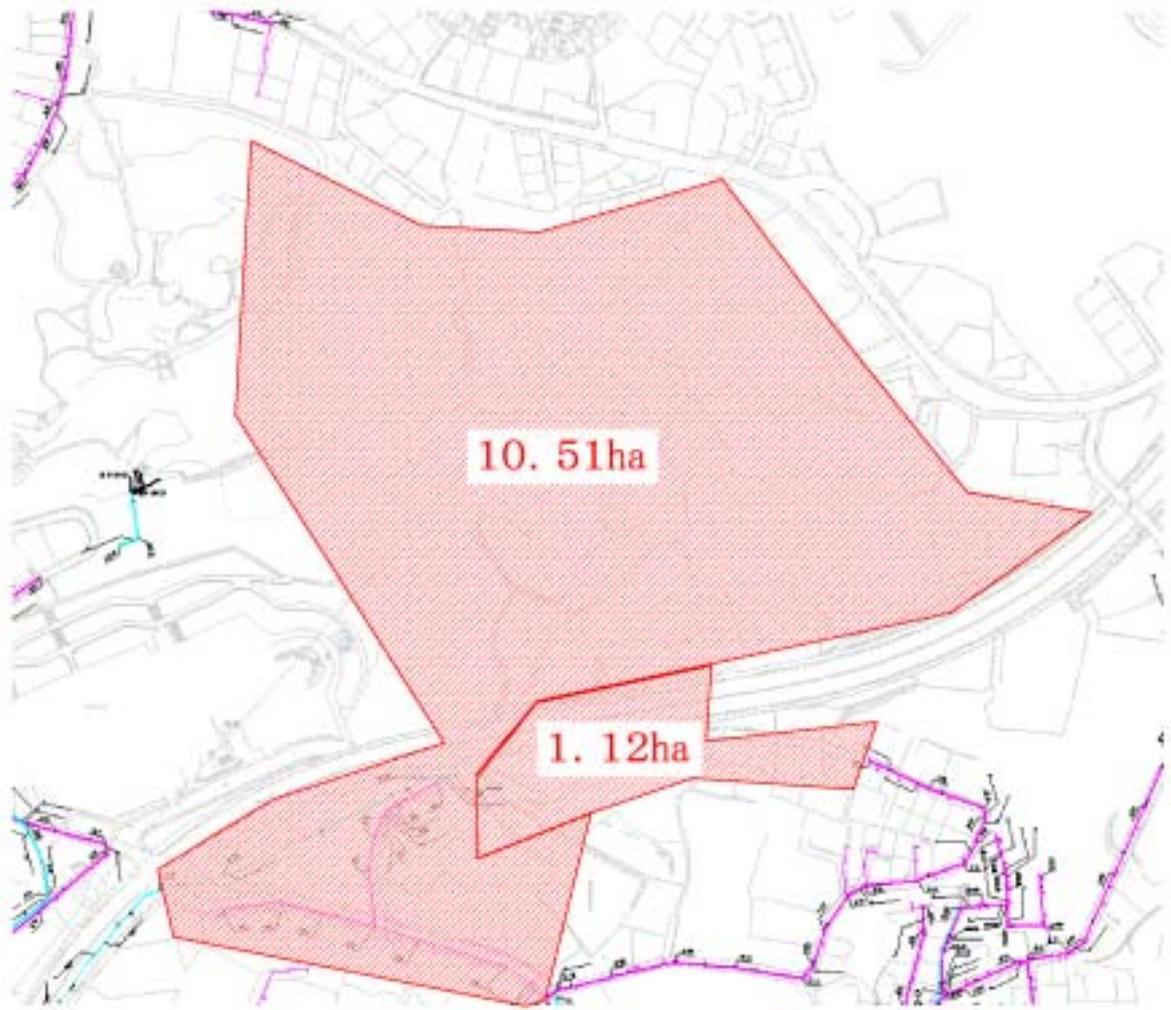
那覇市上下水道局告示第 8 号
平成 23 年 7 月 14 日
掲 示 済

公共下水道の供用開始について

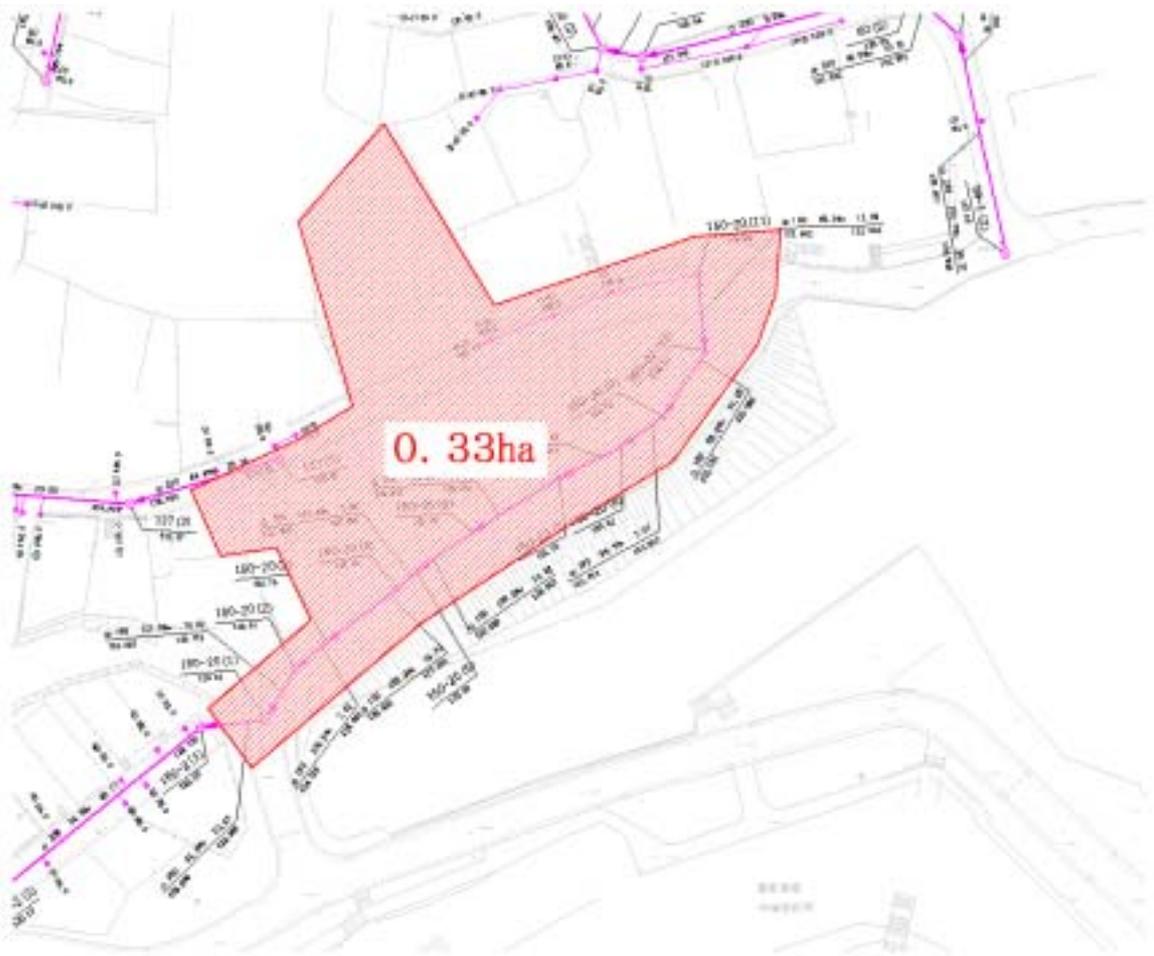
下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により公共下水道第 65 次 (汚水・雨水) の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

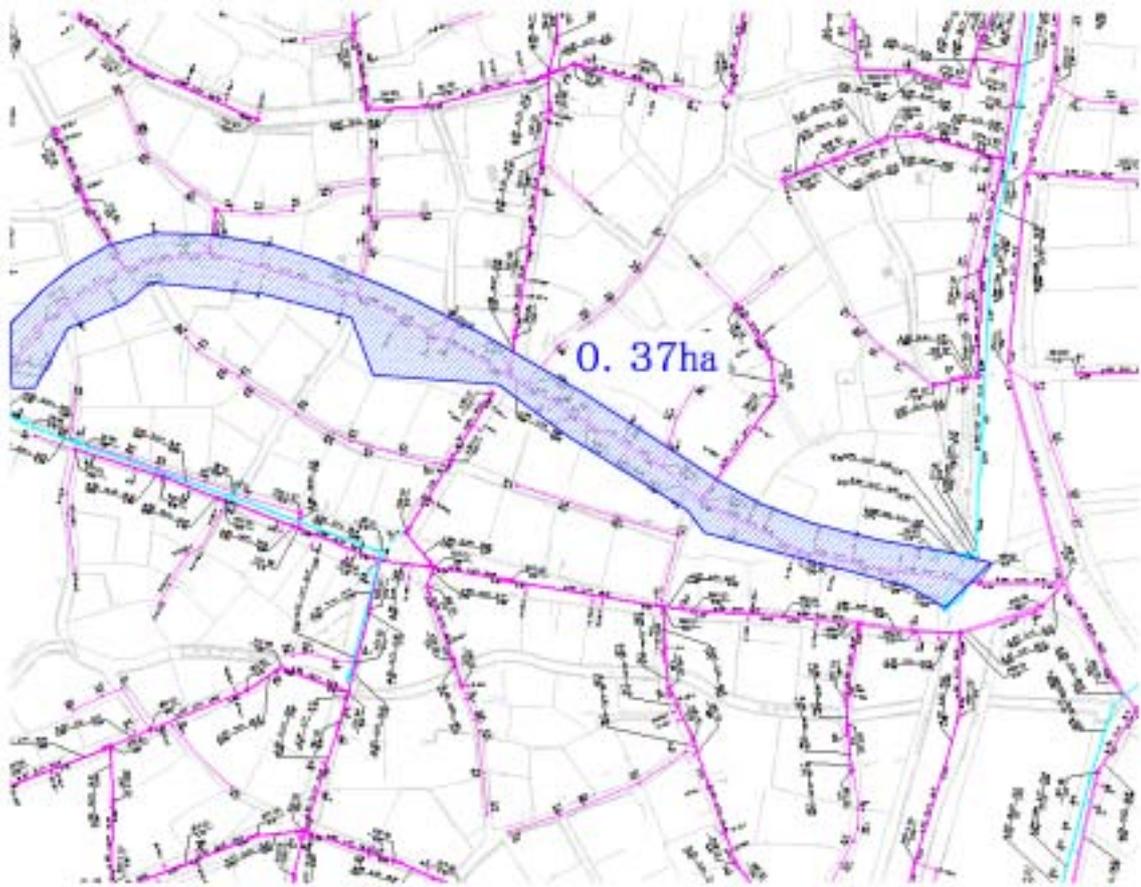
- 1 使用及び処理開始年月日 平成 23 年 7 月 14 日
- 2 使用及び処理開始区域
 - 【汚水】
字真地、字識名、首里鳥堀町 4 丁目、首里鳥堀町 5 丁目、字真嘉比、字古島、首里金城町、首里石嶺町 2 丁目、識名 1 丁目、辻 3 丁目、西 3 丁目、宇栄原 1 丁目、長田 2 丁目、首里末吉町 3 丁目
 - 【雨水】
字小禄、安里 2 丁目、字真嘉比、首里久場川町 2 丁目
- 3 供用及び処理開始する排水施設の位置
別紙図示のとおり
- 4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 図面を縦覧に供する場所及び期間
那覇市上下水道局 下水道課
平成 23 年 7 月 14 日から 2 週間
- 6 終末処理場の位置
那覇浄化センタ - 那覇市西 3 丁目 10 番 1 号



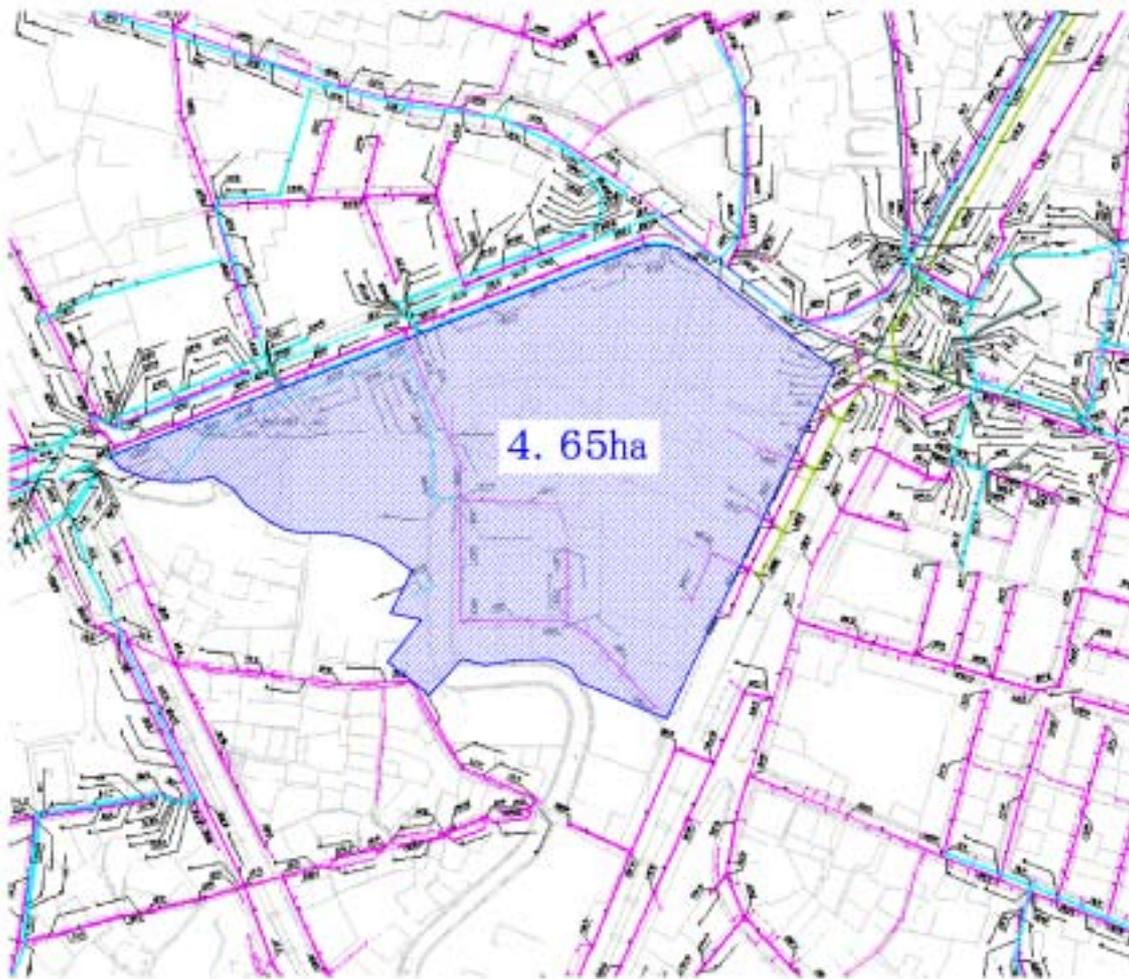
第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
字真地・識名地内



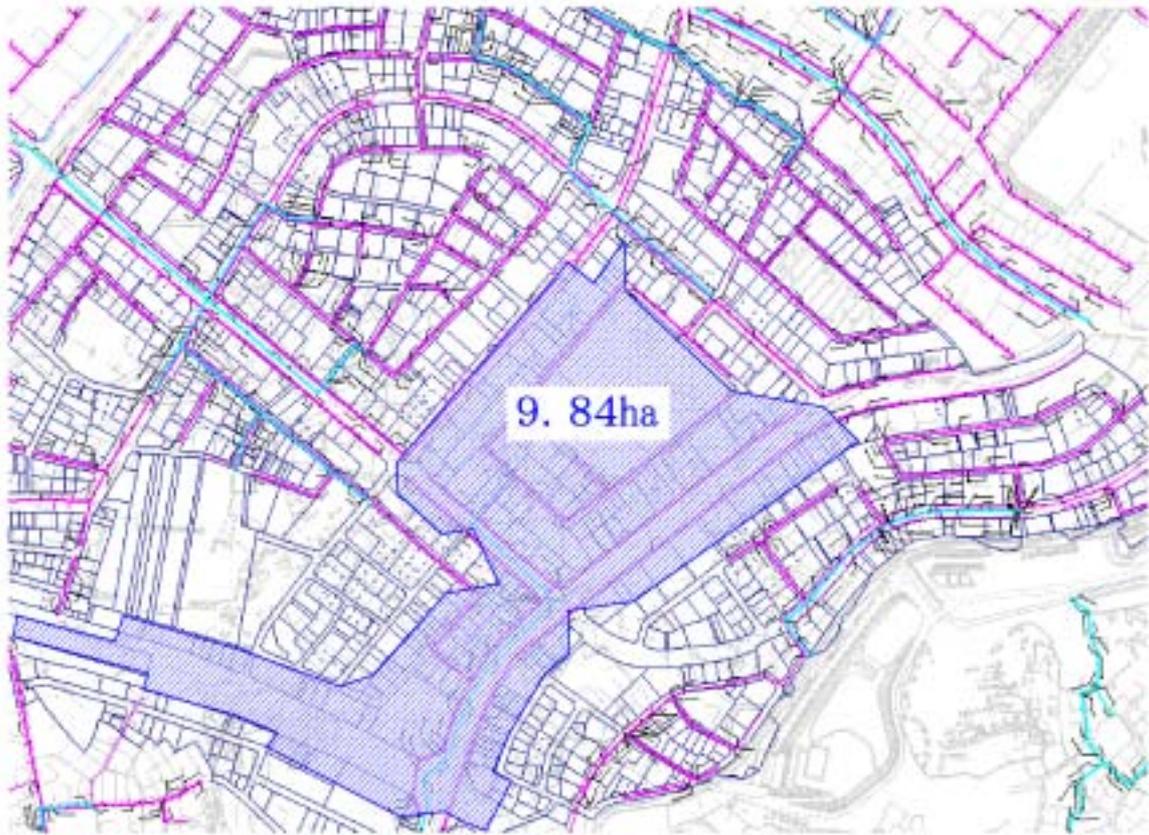
第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
首里烏堀町4丁目・5丁目



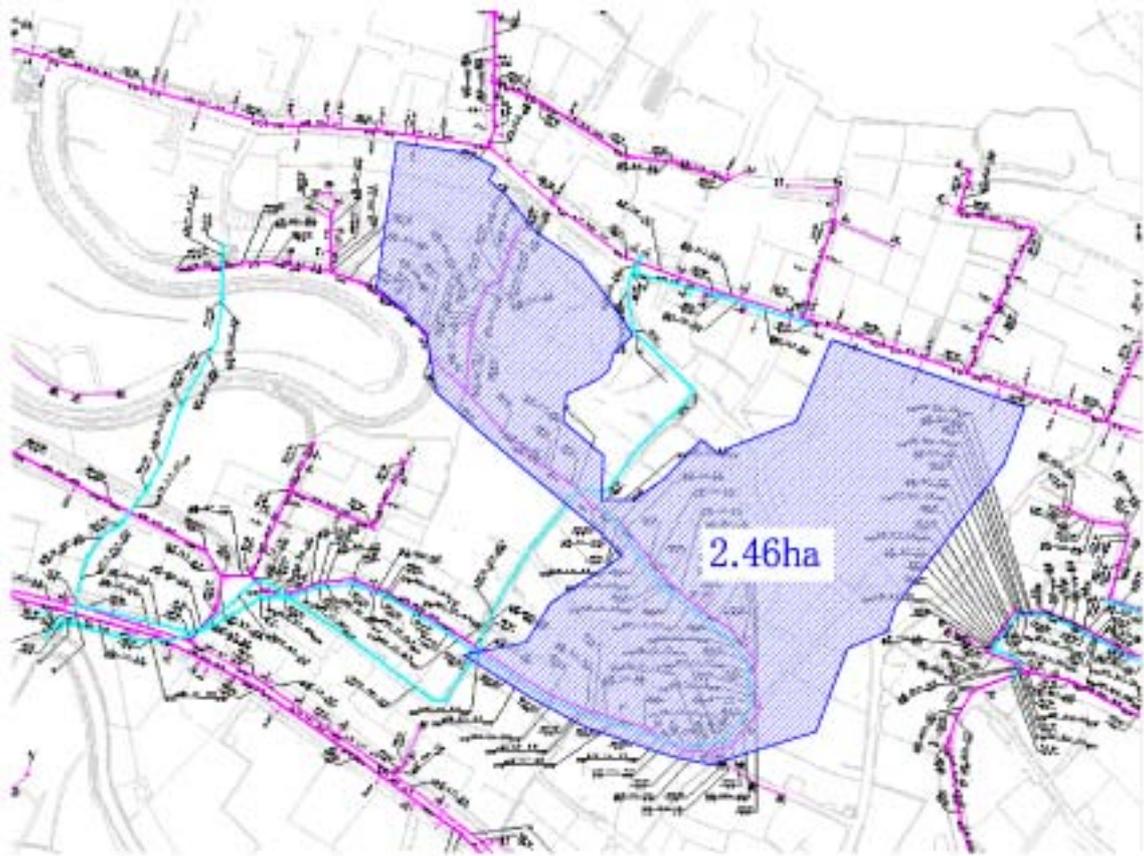
第65次公共下水道(雨水)供用開始区域図
字小禄



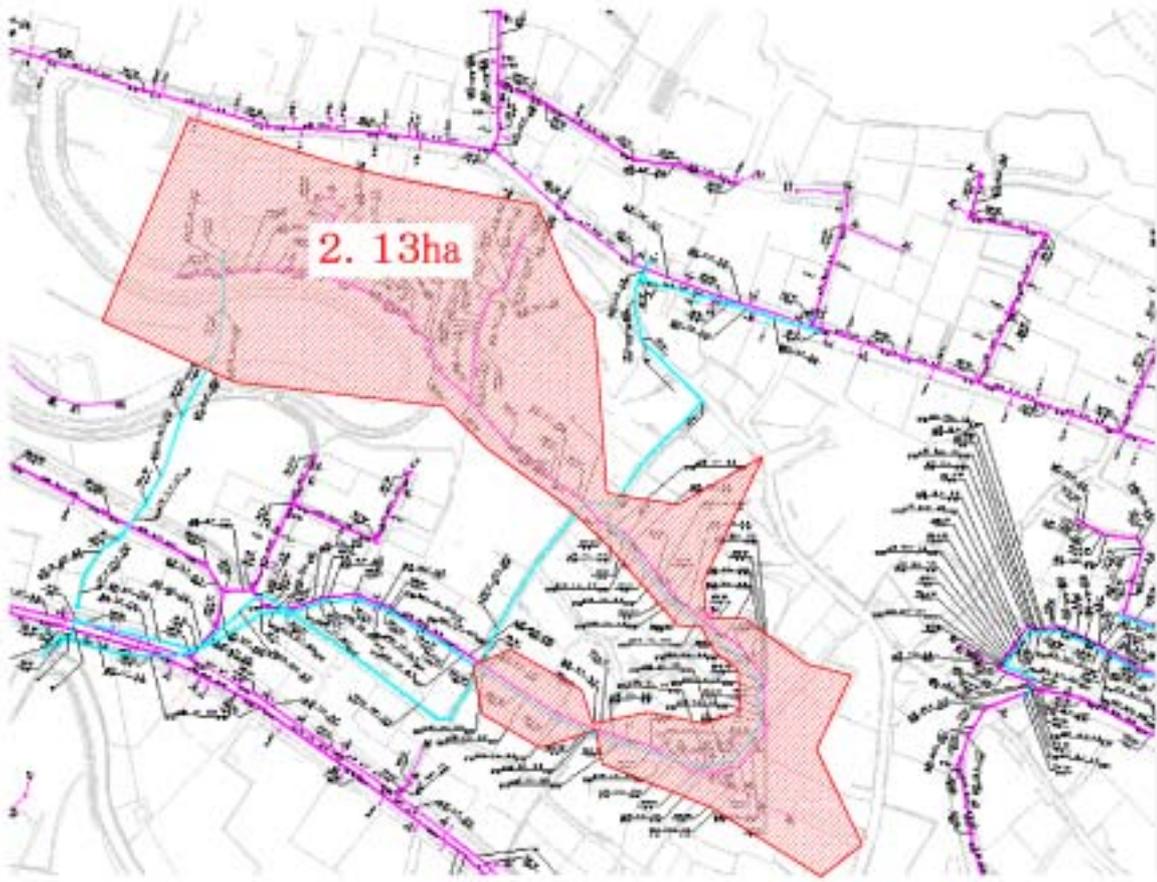
第65次公共下水道(雨水)供用開始区域図
安里2丁目



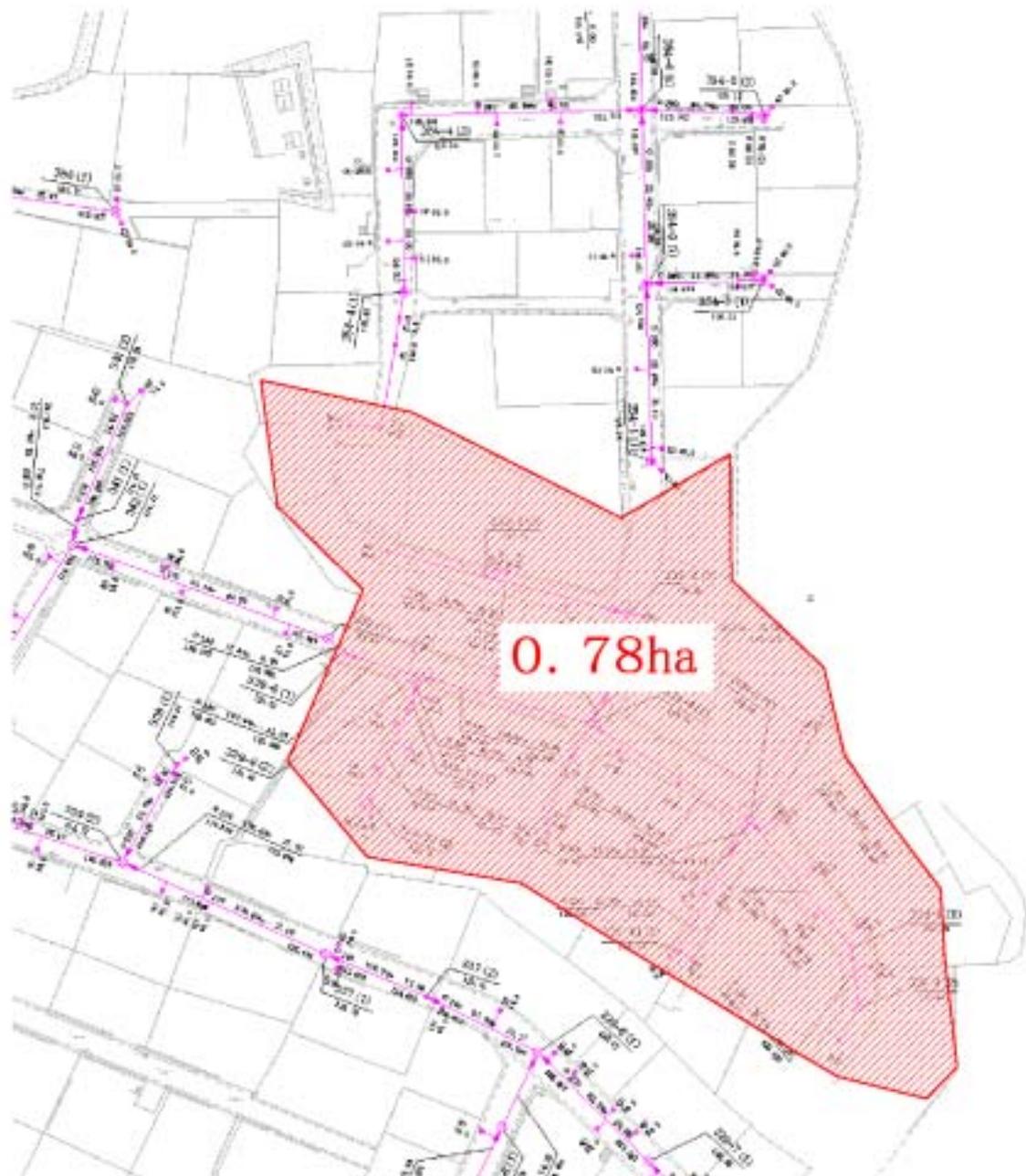
第65次公共下水道(雨水)供用開始区域図
字真嘉比



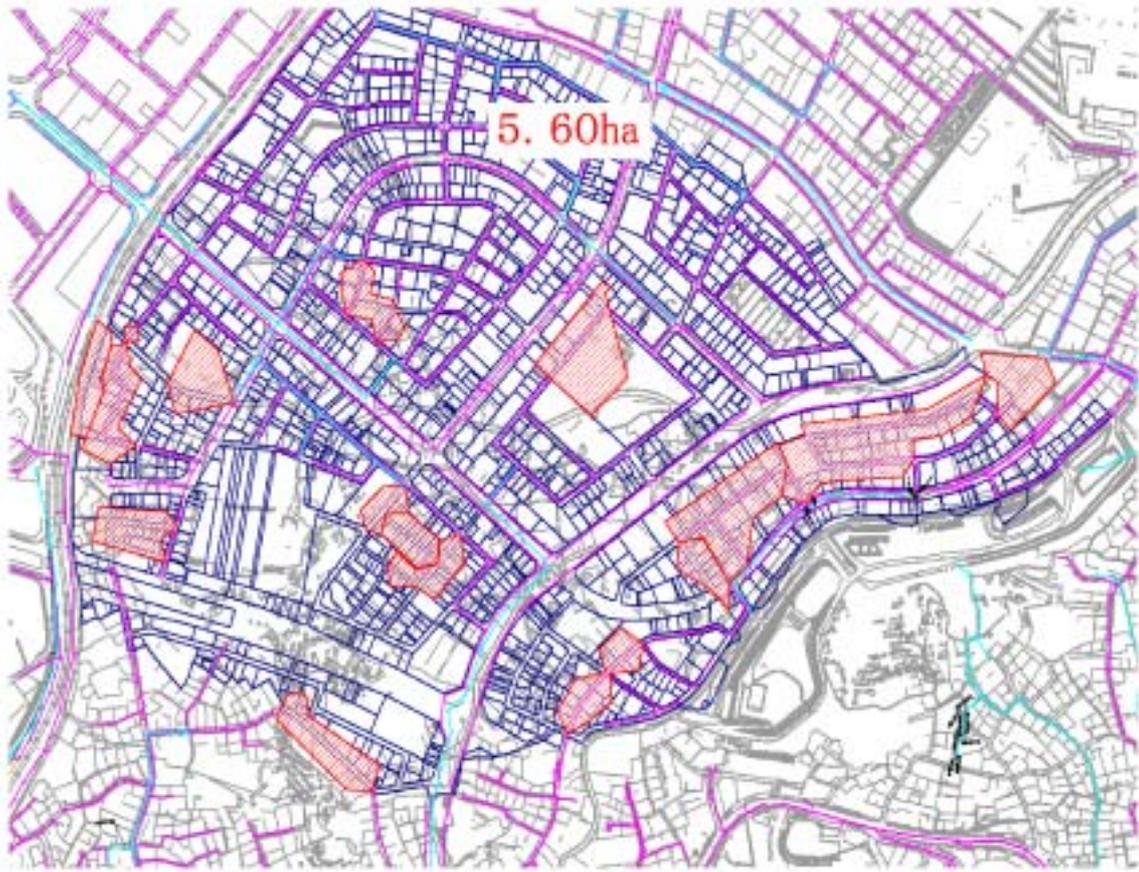
第65次公共下水道(雨水)供用開始区域図
首里金城町



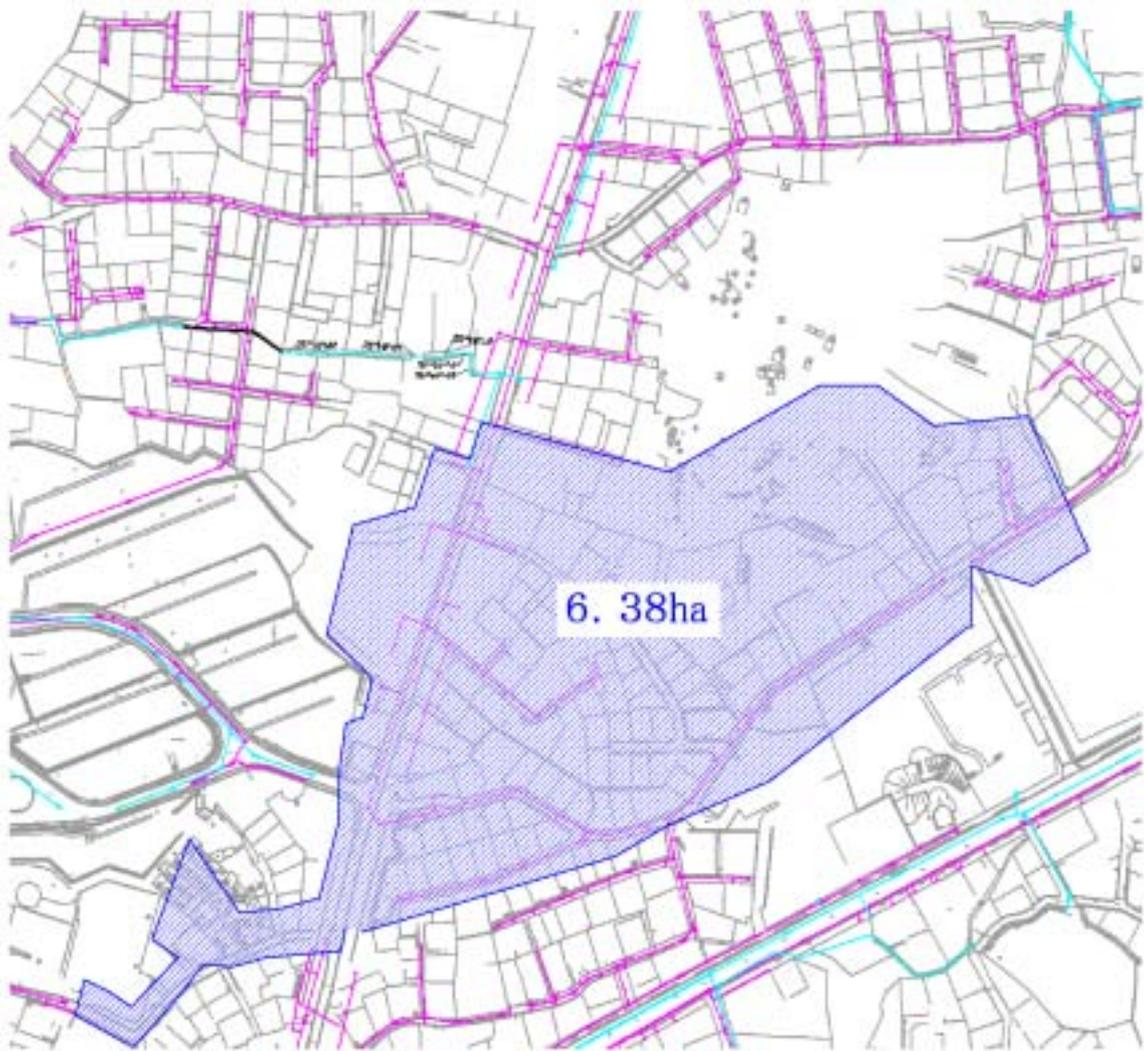
第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
首里金城町



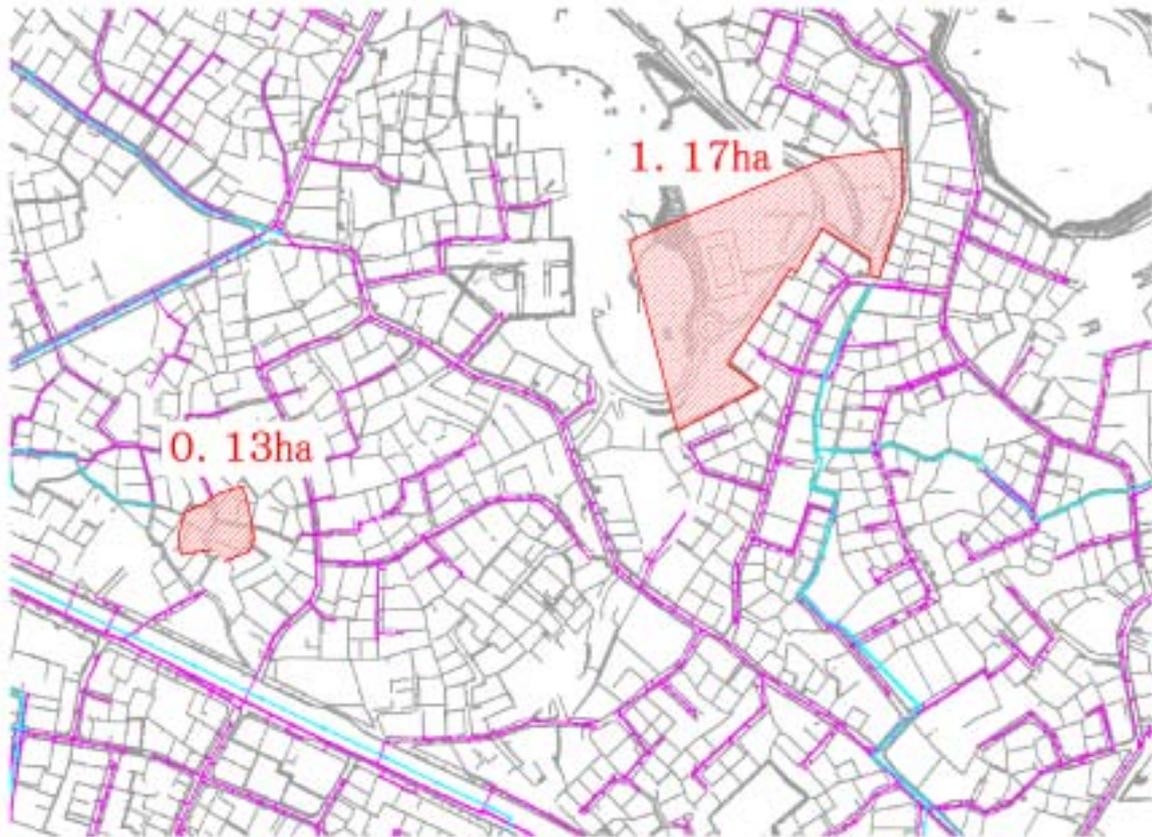
第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
首里石嶺町



第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
字真嘉比



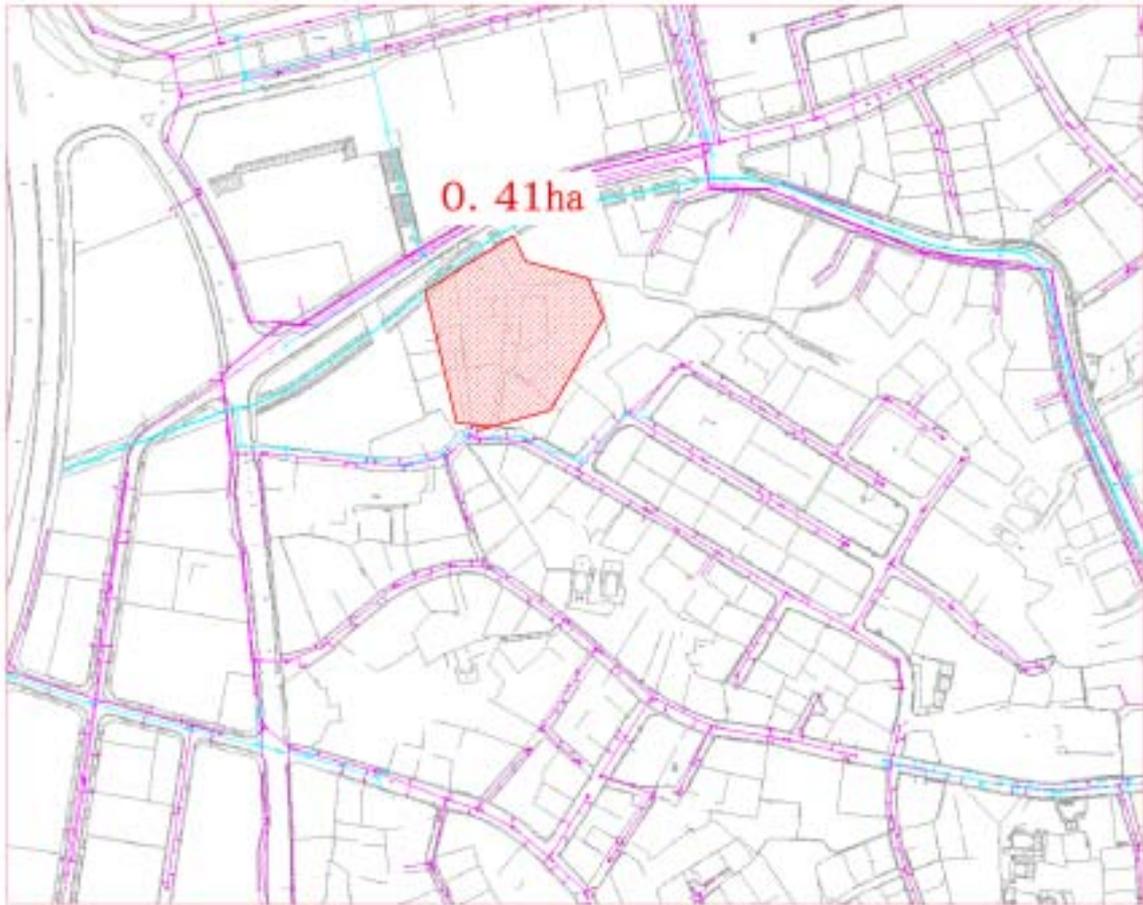
第65次公共下水道(雨水)供用開始区域図
首里久場川町



第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
識名1丁目



第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
辻3丁目、西3丁目



第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
宇栄原1丁目



第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
長田2丁目



第65次公共下水道(汚水)供用開始区域図
首里末吉町3丁目

那霸市上下水道局告示第 9 号
平成 23 年 7 月 19 日
掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

指定(登録)番号	第 2 5 9 号
指定工事店名	株式会社 アサヒプラント
営業所所在地	那霸市小禄 2 丁目 8 番地 10
代表者名	識名 博之
指定の有効期間	平成 22 年 4 月 1 日 平成 27 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 23 年 7 月 11 日
異動事由	代表者の変更

